

【イギリス】政党マニフェスト策定補助金支給に関する新たな規則の制定

専門調査員 総合調査室 南 亮一
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2025年2月12日、マニフェストに盛り込む政策の策定支援のための補助金の政党への支給に関する規則を全部改正する規則が新たに制定され、補助金の算定方法が見直された。

1 政策策定補助金の枠組み

英国には、政党に対する公的助成制度として、「政策策定補助金 (policy development grants)」¹がある。選挙のためのマニフェストに盛り込む政策の策定を支援することを目的とし、政党の党内政策の策定又は政党の組織及び運営若しくは選挙運動のために支出されることは意図していないとされる²。支給対象は、一定の要件³を満たす下院議員が2名以上所属する登録政党 (registered party)⁴である (2000年政党、選挙及び国民投票法⁵ (以下「2000年法」) 第12条第1項)。支給総額は200万ポンド⁶ (約3億8600万円) が上限とされ、国務大臣が規則により定める計画 (scheme) (3参照) に基づき、選挙委員会から支給される (同条第9項)。

2 規則制定までの経緯

2000年法では、選挙委員会に対し、この計画を継続的に見直し、変更が必要と判断した場合には国務大臣に対して変更を勧告することを義務付ける (第12条第5項)。選挙委員会は、この義務に基づき見直しを行い、2024年9月に政党との協議を行った上で、同年11月7日、国務大臣に書簡を送り、計画の変更に関する正式な勧告を行った⁷。国務大臣は、この勧告を受領した場合、適当と認める修正を行った上で、当該勧告を実施するための規則を制定する義務を負う (同条第6項) ため、2025年2月12日、2025年選挙 (政策策定補助金計画) 令⁸ (以下「2025年規則」) を制定した。2025年規則は、同年3月6日に施行された。

3 2025年規則の概要

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年3月11日である。

¹ 創設の経緯、当時の内容等については、間柴泰治「「2000年政党、選挙及び国民投票法」の制定とイギリスにおける政党助成制度 (資料)」『レファレンス』643号、2004.8、pp.70-79。<<https://doi.org/10.11501/999930>> を参照。

² “Section 12: Policy development grant,” *Explanatory Notes: Political Parties, Elections and Referendums Act 2000*. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/41/notes/division/5/1/2/8>>

³ ①1866年議会宣誓法 (c.19 29&30 Vict.) が定める宣誓等及び署名 (各会期が始まるごとに一定の形式の宣誓等を行った上で所定の帳簿に署名を行うことをいう。) を行うことと②下院における出席及び投票を行う資格を喪失していないことの2点である (2000年法第12条第1項b号)。シン・フェイン党所属の下院議員は、この宣誓等を拒否しているため、下院への出席も投票もできない。David Torrance, “What is the Parliamentary Oath?” *Insight*, 2024.7.4. UK Parliament Website <<https://commonslibrary.parliament.uk/what-is-the-parliamentary-oath/>>

⁴ 2000年法第23条の規定に基づき選挙委員会により政党登録簿に登録された政党をいい、英国では、この登録を受けなければ英国内の選挙に候補者を擁立することができないこととされている (2000年法第22条)。

⁵ Political Parties, Elections and Referendums Act 2000 (c.41)

⁶ 1ポンドは、約193円 (令和7年3月分報告省令レート) である。

⁷ “Policy Development Grants,” *Public funding for political parties*, 2025.3.7 (last updated). The Electoral Commission Website <<https://www.electoralcommission.org.uk/political-registration-and-regulation/financial-reporting/donations-and-loans/public-funding-political-parties>>

⁸ The Elections (Policy Development Grants Scheme) Order 2025 (No.159)

2025年規則は、施行日、施行範囲及び2025年3月31日を末日とする年度の政策策定補助金の支給に影響を及ぼさない旨を定める第1条、この規則が定める計画が2025年4月1日以降の政策策定補助金に関して適用される旨を定める第2条、この規則の制定に伴いこれまでの規則を無効化する旨を定める第3条と、「政策策定補助金計画」と題する附則から構成される。以下ではこの附則等に基づき、2025年規則に定める政策策定補助金計画の概要を紹介する。

(1) 支給対象政党

政策策定補助金は、登録政党であって、基準日（4月1日を初日とする1年間において、当該初日の直前の3月7日をいう（附則第1条）。）⁹において下院に2以上の議席を有するものに支給される（附則第2条第1項）。選挙委員会は、基準日に支給対象政党のリストを掲載することが義務付けられている（同条第2項）。同委員会のウェブサイトには、①保守党、②民主統一党、③イングランド・ウェールズ緑の党、④労働党、⑤自由民主党、⑥ウェールズ党、⑦改革UK、⑧スコットランド国民党及び⑨社会民主労働党が掲げられている¹⁰。

(2) 補助金の総額及び補助金の算定方法

政策策定補助金の総額は、2000年法第12条第8項に定める上限額である200万ポンドと定められ（附則第3条）、①そのうちの100万ポンドを支給対象政党間で等分し、②残額については、イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドの地域ごとに、次の算定式により適格支給対象政党に対してのみ、それぞれ配分されることとされた（第5項～第8項）。

100万ポンド×（各地域の登録有権者数の英国全域での登録有権者数に対する割合）÷各地域の支給対象政党のうち、直近の総選挙において当該地域の選挙区の50%以上で立候補者を擁立したもの（適格支給対象政党）の合計数

②について、2025年規則の制定前は、a) 各地域の登録有権者数に比例する額に分割し、b) その分割した額につき、直近の英国議会及び各地域の議会における各政党の獲得投票数ごとに配分し、c) さらに、英国の1つ以上の地域で候補者を擁立している政党でグループを作り、グループに属する政党間で平等に分配する¹¹という、複雑な算定方法をとっていた。選挙委員会は、今回の変更により、この複雑さが解消され、制度が簡素化されて透明性が高まると説明する¹²。

(3) 補助金の支給手続等

選挙委員会は、補助金の支給額を確定させ次第、支給対象政党に対して申請書の提出を案内する。当該政党は、当該年度に予定する政策策定活動を記入した申請書を提出し、選挙委員会がその申請を承認した場合には、補助金総額の75%を前払いする。そして当該政党は、補助金が政策策定活動に使われたことを確認できる内容の独立監査報告書を選挙委員会に提出することが義務付けられている。提出後、補助金の残額が支払われる。なお、年度内に補助金が使われなかった場合は、残金が回収され、統合国庫資金¹³に戻される¹⁴。

⁹ この日が英国議会の解散日からその解散後に開会される新議会の開会日の28日間を経過する日までの間に位置する場合には、当該解散後に開会される新議会の初日から28日目の日が基準日となる（附則第1条第2項）。

¹⁰ “Policy Development Grants,” *op.cit.*(7).

¹¹ その結果、2024-25年度の場合、英国全域（保守党、労働党、自由民主党）、スコットランドのみ（アルバ党、スコットランド国民党）、北アイルランドのみ（民主統一党、社会民主労働党）で立候補者を擁立する政党及びその他の政党（ウェールズ党）の4グループで配分額が定められた。*ibid.*

¹² “Explanatory Memorandum to the Elections (Policy Development Grants Scheme) Order 2025,” p.2. <https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2025/159/pdfs/ukxiem_20250159_en_001.pdf>

¹³ consolidated fund. 我が国の一般会計に相当する。松浦茂「イギリス及びフランスの予算・決算制度」『レファレンス』688号, 2008.5, p.113. <<https://doi.org/10.11501/999664>>

¹⁴ “Policy Development Grants,” *op.cit.*(7).